

# MECCだより

武蔵野・多摩環境カウンセラー協議会広報紙 第18号 2008年11月

## もくじ

巻頭言・法の建前と施行の現実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 坂井 丈夫

## 東京外郭環状道路問題

換気所について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 宇野 哲夫

中央ジャンクション部の開発地利用ビジョン・・・・・・・・・・・・・・ 灰塚 政美

新入会員紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 藤井 卓

国分寺市の環境施策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 国分寺市環境計画課 富澤 守



サラシナショウマ



ツチアケビ



セキヤノアキチョウジ

中西由美子提供

## 巻頭言 法の建前と施行の現実

坂井 丈夫

最近における年金記録の改ざん問題や汚染米事件をみていると、わが国における法治主義は健全に機能しているのか、疑問を抱くところがあります。

実は私が環境カウンセラーとして地域の工場や事業場を訪れる時にも、しばしば環境行政の中核である裁判法の建前と、施行の現実について「おかしい」と思うところがあります。

公害規制法令は昭和24年に制定施行された「東京都工場公害阻止条例」が最も古く、公害を発生させるおそれがある工場を対象に規制基準を運用し、設置・変更認可制度を定めています。昭和40年代には国の公害対策基本法とその実施法が制定・施行され、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動及び悪臭について、発生施設に排出基準を定め、悪臭以外の発生施設に対して設置・変更の事前届出制を定めています。

排出＝規制基準は常時遵守しなければならない基準で、行政側は監視、指導を怠らず違反があれば直ちに是正させる責任があります。速やかに改善を命令し、これに従わなければ罰則が適用されます。大気、水質については「直罰制」さえ定められてい

るのです。

ところが、このことが現実にはあまり行われていません。年に一度くらいは、行政は工場等を訪ね、実態を調査・指導し、加えて環境問題の深まりと広がり、最新の防除技術、必要な改善点、汚染原因者の心構え等について説明・指導し、協力を得るようになるべきです。手続き的な規制である設置・変更の認可や届け出については比較的遵守されていますが、完了検査が終わればそれっきりになっています。

私は、昭和29年に設置され認可を受けた工場が、昭和46年に認可工場に課された「届出」を今日まで怠っていて、「この間行政から督促されなかったか」と尋ねたところ、「認可を受けて以来、行政からただの一度も訪問されたことがない」と言われ、呆れたことがあります。

こんなことでは「規制」の必要はありません。最近増えている説得と合意により推進する「行政指導」の制度化を以て足りることにならないでしょうか。しかし、環境行政は規制緩和、民営化でよいのでしょうか。

# 東京外郭環状道路問題

前17号で、宇野哲夫氏から外環問題への導入をして頂きました。今号でもその続きを「その2」として掲載します。今号では、MECCで外環問題にかかわっておら

れる灰塚政美氏にも書いていただきました。外環問題をめぐる、合意形成、CO<sub>2</sub>排出、地域づくりなど、環境問題に関わるそれぞれの視点についてご紹介します。

## 換気所について ~外環問題について その2~

宇野 哲夫

「換気所」とはトンネル内の排気ガスを集めて空中高く(予定100m)吹き上げる施設で、全てのJCT(ジャンクション)に設置されます。住民は「これが大気汚染の元凶だ」と心配していますが、行政はNO<sub>2</sub>やSPM(浮遊粒子状物質)の予想濃度を示して心配ないと言っています。しかし住民が納得しないまま6年経ってしまいました。

この問題は少し視界を広げればさほど難しい問題ではありません。昨年12月中央環状道が共用され、同時に換気所も稼動開始しましたので、そこで採取した実データを使って検討すればいいのです。

検討時間も十分あります(10年以上)。中央環状道と外環とは条件に違うところがあるため、そのデータをそのまま適用する訳にはいきませんが、そのデータを通じて住民と行政とが対話する場を作っては如何でしょうか。

いま住民サイドの決定的な問題は東京圏都市計画の実感がまったく欠如していることです。そもそも外環協議会は「昭和41年当時の都市計画を棚上げし、それ以前の原点に戻って外環計画の必要性から議論すること」を前提として始まりました。

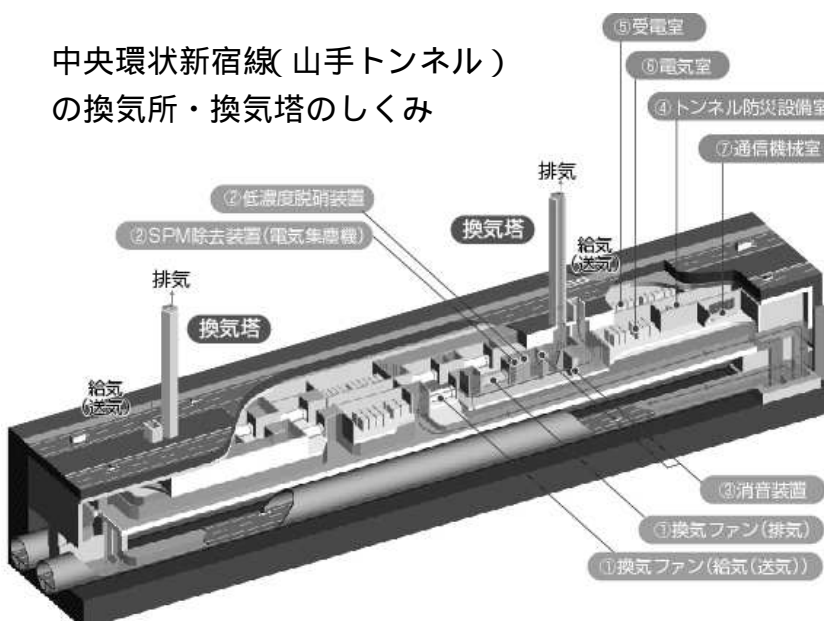
その間の致し方のない事情があったにせよ、外環議論は「2つの都市計画の不整合」を原点とすべきなのです。2つの都市計画とは下記を意味します。

環状メガロポリス構造の東京圏都市計画(広域計画)

地域(7区市)毎の都市計画(基本計画と住民主導でつくったまちづくり計画を合わせたもの)

これは厳然たる事実ですから、これをしっかり頭に叩き込んだ議論が必要です。これを実現するために上記のような対話の場づくりを提案します。

中央環状新宿線(山手トンネル)の換気所・換気塔のしくみ



その対話では実データを扱うため実感が伴い、且つ中央環状と外環を対象としていますので当然三環状九放射を設定している東京圏都市計画の話がベースになるからです。

外環問題のように不確定要素に満ち、長期に渡る議論では、判断の誤りとその修正は決して恥ずかしいことではありません。システム分析の世界では“自分達は問題を正しく把握しているのか”という“問い”を絶えず繰り返し、これを「問題の定式化」と言って分析の最重要作業としています。

三鷹においては、様々な問題・課題があります。その中で最も重要なことは、東京外かく環状道路開発(三鷹市内の開発規模約19ha)による整備時及び整備後における中央ジャンクション周辺地域(三鷹市、世田谷区、調布市、杉並区等)への影響です。

環境影響評価書では大気質、騒音、振動、低周波音、水循環、地形及び地質、地盤沈下、日照障害、電波障害、動物、植物、生態系、景観、史跡・文化財、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等の項目について検討されています。三鷹市においては、開発の影響による問題・課題について9月末までに4回のワークショップ及び現地見学が行なわれました。

これらの問題・課題における最重要・最優先の検証項目は、大気(PM(Particulate Matter 粒子状物質)2.5 μmを含む)の地域住民への影響です。さらに、喚気所からは、膨大な二酸化炭素が排出されると考えられます。現在、その固定化は難しい状況にありますが、建設時までに革新的な二酸化炭素固定技術の開発を検討していただきたいと切に願います。東京外かく環状道路計画は国を代表するプロジェクトであり、この技術は世界的に求められていることは言うまでもありません。

開発地の北野は、都市部における農業が行なわれているところとして知られ、地域住民はその貴重な恵みを地産地消により享受しています。三鷹の重要な資源である北野の農地約7haが外環の開発計画により消失することになります。農地が消失することは、農家の営みが無くなり、減少している緑が更に無くなることでもあり、地産地消、地域コミュニティの喪失等計り知れない影響があります。北野周辺の開発計画には、サステイナブル・デベロップメントが問われています。

三鷹の“地域づくり”“まちづくり”には、サステイナビリティを考え、実行することが必要です。三鷹市の北野及び周辺域を含めた“原風景の復原(ミティゲーション)”三鷹らしい新たな里地、田園風景を創造し、さらにクラインガルテン、コミュニティガーデン、コミュニティ・レストラン等の環境・コミュニティビジネスの機会が創出されることを期待します。このような空間が創造されるには、市民が住み続けたいくなる環境の“誇りの持てる地域・まち”をデザインし、そのビジョンに向かってバックキャストिंगにより実行することが重要です。

## ● 新 会 員 紹 介 ●

小平市在住の藤井 卓です。今年4月に環境カウンセラーに登録し、この10月にMECCに入会しました。勤務先は、建設省関係の地方部局・研究所、文部省へ出向して工業高専へ、次いで東京農工大学農学部・地域生態システム学科でした。

農工大では「エコマテリアル」の講義を担当しました。土木・建築のコンクリート材料学とは異なり、おもに地球温暖化防止と生態系保全を目的に、コンクリートのエコマテリアルへの改質の観点からCO<sub>2</sub>の削減、生態系への対応などを目指した講義でした。エコマテリアル化の手法として、EMSやLCAの考え方も取り入れました。この講義の内容は、「環境にやさしいコンクリート」(鹿島出版会)として2001年に出版しました。

農工大での研究テーマは、酸性雨・塩素系融氷剤による劣化メカニズムの解明、生態系にやさしい非塩素系融氷剤の実用化、高炉スラグの有効利用によるCO<sub>2</sub>削減などでした。

1999年大学を定年退職して八千代エンジニアリング(株)へ技術顧問として再就職し、昨年3月に退職しました。

以上のような職歴ですので、環境カウンセラーとしてお役に立てる場はあまりないとは思いますが、少しでもお役に立てることを願っています。また、いろいろな場面に遭遇することで私自身が環境学習出来れば大変ありがたいと思っています。今後ともよろしくご指導をお願いいたします。

近年、地球温暖化をはじめ、オゾン層の破壊、酸性雨、森林の減少など、新聞・テレビで報道されない日がないほど、地球規模の環境問題への対応が緊急・深刻な問題になっています。特に現在最も深刻なのは地球温暖化です。真夏日・熱帯夜の増加、ヒートアイランド現象、豪雨による洪水や大規模台風・竜巻の発生、南極の氷河の崩壊による海面水位の上昇等、温室効果ガスによる地球温暖化の影響が世界各地で発生し、想像以上の早さで異常気象が進んでいます。

1997年、地球温暖化防止京都会議で「京都議定書」が採択され、2005年に発効しました。その内容は、先進国の温室効果ガスの排出量を抑制し、1990年度を基準として2008年度から2012年度までに二酸化炭素等温室効果ガスを先進国全体で5.2%削減するもので、日本は6%の削減目標を掲げることになりました。

国においては、平成5年11月に「環境基本法」が、平成7年6月には「容器包装リサイクル法」が制定され、さらに平成10年10月には地球の温暖化を防止するため「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定されました。

また、平成12年6月に循環型社会の形成に関する基本原則を規定した「循環型社会形成推進基本法」が制定され、あわせて「廃棄物処理法」、「資源有効利用促進法」の改正、さらに「家電リサイクル法」や「建設リサイクル法」、「自動車リサイクル法」等の個別リサイクル法も整備されるとともに、平成17年2月の京都議定書の発効に伴う関係法律の整備が進められるなど、脱温暖化社会、循環型社会の形成に向けた実効ある取り組みが始まっています。

国分寺市では、市民・事業者・市の協働により、将来にわたって自然を損なわず、市民が健康で恵み豊かな環境を享受し、これを将来世代へ継承するために、「環境負荷の少ない持続可能な社会」を構築することを目的として平成16年に「国分寺市環境基本計画」を策定しました。そして、この基本計画に基づき、平成18年「国分寺市環境基本計画実施計画」を策定し、環境の保全・回復・創造について努めています。この具体的な施策の実績をまとめ「環境報告書」として、公表しております。

また、市では、率先して温室効果ガスの排出抑制を積極的に進めるため、平成18年3月、「地球温暖化防止行動計画」を策定して、その結果を公表してありま

す。環境への負荷の削減を進めるだけでなく、低公害車の導入など、この計画の実行を通じて、地球温暖化問題に関する職員一人ひとりの意識高揚を図り、環境に負荷を与えない事業者として先導的・模範的な役割を果たしていくことを目指しております。

また同年3月、市民・事業者・市が環境に配慮して行動できるように、それぞれの立場で“できることから”実行し、継続していく基本的な考え方を示した「環境配慮指針」を策定し、平成19年からは、環境に配慮した製品を調達するため、特定66品目を定め、「国分寺市グリーン購入」に取り組んでおります。

国分寺市は、市域の大部分を占める武蔵野台地と一段低い立川段丘からなっており、二つの大地の間には、国分寺崖線がありいくつもの湧水があります。昭和60年、市内西元町にある「お鷹の道・真姿の池湧水群」が環境庁選定の「名水百選」に選定されました。湧水により水が豊富であったこともあり、国分寺建立の詔(741年)により、武蔵国分寺が建てられた歴史ある国分寺市は、現在、「湧水保全条例」(仮称)策定の検討に入っております。水と緑の豊かな自然環境を次の世代に引き



真姿の池湧水群

継いでゆくためにも「国分寺市環境基本計画」に基づき、ごみの減量・再利用・リサイクルを進めることなどをはじめ、環境家計簿モニター制度の実施、環境学習会の実施、公害調査など、様々な取り組みをしております。また、環境問題への関心が高い市民とともに、毎月第三日曜日には、一堂に会しての「環境ひろば」で意見交換をしております。環境問題も地球温暖化問題も、差し迫った問題なのだ、という危機感が、私たちの間で共有されつつあると思います。

一人ひとりがライフスタイルを変えて、環境にやさしく、簡素で質を重視する生活への転換が求められています。まず、私たち一人ひとりが環境問題について関心を持ち、学び、正しく理解して行動することが大切だと思いますので、環境カウンセラーの方々と一緒に行動したいと思います。

発行者：NPO武蔵野多摩環境カウンセラー協議会(MECC)事務局  
 180-0003 武蔵野市吉祥寺南町3-31-16 糸井守  
 : 0422-45-0352 FAX : 0422-45-0353  
 ホームページ : <http://www.mecc.or.jp/>  
 編集者：中西由美子